

行政対応レベル等

緊急度・重要度	区分	内容	行政対応
緊急度, 重要度が高い	レベルⅢ	生活環境・公衆衛生上の支障に繋がる恐れが強い場合 (性能悪化)	文書指導 (改善報告書の徴収, 現地調査) → 立入検査の実施, 勧告, 命令
重要度が高い	レベルⅡ	建築基準法に規定される設置に関する手続, 浄化槽法上の諸基準 (工事, 保守点検及び清掃の技術上の基準等) に基づいていない場合 (明らかな法令違反)	文書指導 (改善報告書の徴収, 現地調査) → 立入検査の実施, 勧告, 命令
緊急度, 重要度は高くない	レベル0	浄化槽管理者・浄化槽保守点検業者等への「情報提供」により改善を求める場合	検査機関 → (情報) → 保守点検業者等 ↘ 浄化槽管理者 ← (改善報告) ↗ 未改善 → 行政 文書指導等
	レベルⅠ	「情報提供」により, 改善されない場合	